

平成29年度 居住生活サポート事業 事業計画

1 目的

この業務の目的として、生活保護受給者のうち、医療の必要性が低い入院患者や、保護施設等への長期入所者などについて、その実態を把握し、地域生活が可能となった者について、退院及び地域生活への移行と地域での安定した居住生活を支援します。また、住宅の提供と見守り等のサービスを提供する高齢者住宅が、高齢者や障害者の地域生活のための重要な地域資源となっている現状に鑑み、最低生活保障の観点から高齢者住宅等の状況を調査し、状況を把握することで、その適正化に取り組みます。

2 組織体制・運営体制等

直接担当部門の職員については、堺市様の指定する場所に配置いたします。なお、業務責任者は、居住生活支援員を兼務します。

組織体制は、従事職員計7名で、業務責任者1名（居住生活支援員と兼務）と居住生活支援員6名となっています。

各所定の場所に配置された職員は、情報交換等を行うための連絡会議を定期的に行うこととしているほか、業務の実施に当たっては、必要に応じて相互に応援する体制を取ります。

3 事業内容について

(1) 実態把握

生活保護受給者のうち、医療の必要性が低い入院患者や、保護施設等への長期入所者などについて実態を把握するため次の取り組みを行います。

① 実施体制

各保健福祉総合センターへ居住生活支援員を配置し、生活援護課担当ケースワーカーおよび嘱託医と協力しつつ実態把握に努めます。

② 手法

「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」（昭和45年4月1日厚生省社会局保護課長通知）を参考にしたうえで、下記の手法を用います。

ア 入院患者

- ・入院継続180日を越えた時点および引き続き入院を認められた者についてはその後6ヵ月を経過した時点ごとに、対象者に係る直近の要否意見書および過去6ヵ月分の診療報酬明細書等を準備します。
- ・ケースワーカー、配置嘱託医と協議し、上記の要否意見書および診療報酬明細書等に基づき医療扶助による入院継続の必要性がある者、または入院継続の必要性について主治医の意見を聞く必要がある者に分類します。

- ・主治医の意見を聞く必要があると判断したケースにつき「実態把握対象者名簿」を作成します。
- ・「実態把握対象者名簿」に登載された患者について「調査票」を準備します。
- ・主治医の意見を聴取し、入院継続の必要性が無くなった者については速やかに当該患者及びその家族等を訪問して実態を把握し、退院に必要な措置の状況を調査票に記入します。また、医療扶助による入院継続を要する者についても主治医の見解を調査票に記入します。
- ・入院継続 180 日未満の入院医療の必要性が低く、各保健福祉総合センターが指定した者においては直近の要否意見書及び診療報酬明細書等を準備し、上記同様に実態把握を行い、適切な支援をします。

イ 長期施設入所者

- ・保護施設等に 1 年以上入所している者の「実態把握対象者名簿」を作成します。
- ・「実態把握対象者名簿」に登載された入所者について「調査票」を準備します。
- ・施設ごとに訪問日程を決め、対象者と個別面接を行うとともに施設担当者の意見を聴取し、調査票を作成します。
- ・調査票に基づき、施設担当者と同対象者の地域移行支援について協議し、入所継続の必要性について居住生活支援員の意見を記入します。
- ・調査票により担当ケースワーカー等と協議のうえ援助方針を決定し、入所継続の必要性を判断し、調査票の「措置」欄に記入します。

上記ア、イにおいて、入院または入所を継続する者については年 2 回の実態把握を行います。

(2) 地域移行支援プログラム

実態把握の結果、医療扶助による入院継続を要しないことが明らかになったもの、および保護施設への入所継続の必要が無くなったものについては、次により地域移行支援を行います。

① 実施体制

業務責任者、居住生活支援員が中心となり、担当ケースワーカー及び「基幹型包括支援センター」、「障害者基幹相談支援センター（地域移行コーディネーター）」、「保健福祉総合センター 地域福祉課」等地域関係機関との連携を密接にし、対象者の円滑な地域移行を図ります。

② 手法（プログラム）

ア 実態把握（既述）

イ 対象者選定（既述）

ウ 対象者ごとの地域移行支援計画の策定

・対象者本人や家族との面談による意向把握をふまえ、課題を抽出・分析し地域生活への移行に向けた支援計画を策定します。

エ 移行支援計画に基づく支援活動

・とくに障害を抱えるケースについて、生活訓練や施設等の体験利用を行うため関係機関と調整を行い、また同行支援も実施します。

・住居の確保や地域移行にあたって必要な措置を講じられるよう手配します。

例；退院・退所後の住居の入居手続きの支援、必要な物品の購入、行政手続き等、生活に関わる関係機関との連絡調整など。

オ 地域移行支援会議の開催

・地域の関係機関を招集し対象者の具体的な地域移行について協議し、課題解決を図っていきます。月1回を目安に開催予定（関係機関と調整のうえ開催回数を決めます）。

(3) 高齢者住宅調査事業

① 実施体制

高齢者住宅等に対し、書面調査により施設概要などの実態把握を年1回以上行います。

新設及び書面調査により生活援護管理課や生活援護課が実地把握の必要性があると認められた高齢者住宅等に入居している生活保護受給者の生活状況の確認を行います。

調査用の書面については、生活援護管理課と相談のうえで作成しますが、高齢者住宅等の対応者が簡潔に記載（回答）できるような書式にしたいと考えています。

① 手法及び頻度

新設及び実地把握が必要と認められた場合は下記の手法で業務を行います。

生活援護課での事前調整（ケースファイルや診療報酬明細書の確認など）の後、対象となる高齢者住宅等と訪問日程の連絡調整を行い、訪問調査を実施します。

訪問調査には、堺市高齢者住宅調査業務センターにて平成28年度に使用していた施設調査報告書と実態調査シートを元に、生活援護管理課が必要とする項目のみにしぼり書式を編集し、新たな施設調査報告書と実態調査シートを用います。訪問調査にて問題などがあると認められた場合には、速やかに生活援護管理課と生活援護課に報告し、書面（連絡票）の提出もします。

頻度においては、生活援護管理課や生活援護課の判断によるものとします。

(4) 各保健福祉総合センター及び関係機関との連携

- ・ 既述していますが、生活援護管理課及び各保健福祉総合センターとは生活保護受給者や施設、高齢者住宅等に関する情報収集をはじめ、業務全体に関わりがあるため、それぞれの業務内容の確認や相談、報告など密に連携を図っていきます。
- ・ 生活援護管理課には、毎月の業務状況を生活援護管理課が定める様式にて報告するとともに、業務内容についての集計と分析を可能な範囲で行い定期的に報告します。
- ・ 業務内容に応じて、基幹型包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、病院医師・相談員、施設担当者等の関係機関と、生活保護受給者の地域移行支援のための相談、協力を行っていきます。

(5) その他

高齢者住宅等において、介護保険サービスやケアプランの内容確認が必要な場合には、在籍する介護支援専門員がケアプランのチェックを行います。